

岩手県野球協会強化対策委員会規程

第1条 岩手県野球協会（以下「協会」という。）に登録したチームの総合的な競技力及び選手の技術向上と、より一層の強化充実を図るため、強化対策委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条 委員会は、協会理事会において選任された10名以内の委員をもって構成し、委員は、岩手県野球協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は、協会役員の任期による。

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 委員会の協議事項は、出席者の過半数をもって決定する。

第4条 委員会で協議する所掌事項は、次のとおりとする。

(1) チーム力の向上と選手強化に係る事業計画に関すること。

(2) 単年度の強化策及び中、長期強化計画に関すること。

(3) 強化（合宿含む）の検討及び強化方法（練習等）の調整に関すること。

(4) 強化に係る指導、視察等に関すること。

(5) 県内外からの強化指導者の招聘及び指導者の育成に関すること。

(6) 少年チーム及び選手（少年部及び学童部）の育成強化に関すること。

(7) 年間を通じて優秀な成績を収めた選手の表彰選考に関すること。

(8) 会長からの諮問事項に関すること。

(9) その他必要と認められる事項に関すること。

第5条 委員長は、前条の規定により協議した事項については、会長にその都度報告するものとする。

第6条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年3月14日から施行する。

（平成24年2月26日 一部改正）